

○ゴルフ場利用税の税率の特例を適用する 場合の届出手続について

(平成11年5月31日 税 第 148 号)
(各県事務所長あて 総務部長通知)

改正 平成15年5月6日 税第129号

このことについて、熊本県税条例第69条第1項第1号から第3号及び第2項に係る税率の特例（以下「軽減税率」という。）を適用する場合の手続については、「ゴルフ場利用税の課税事務の取扱いについて（平成8年7月24日付け税第294号総務部長通達）」により取り扱っているところですが、適正な課税事務に資することを目的として、軽減税率を適用する場合の届出手続を下記のとおり定めましたので、適切に処理されますようお願いいたします。

記

1 届出の手続

- (1) これらの手続は、ゴルフ場ごとに行うものとする。
- (2) 軽減税率の適用をしようとする特別徴収義務者は、適用しようとする日の5日前までに「軽減税率適用ゴルフ場届出書」（別記第1号様式）を提出するものとする。

2 変更の手続

前項の届出をした後に届出書の軽減税率適用項目欄に記載した内容に変更、追加をしようとする場合は、変更、追加しようとする日の5日前までに新たに申請を行うものとする。

3 廃止の手続

特別徴収義務者は、届出をした適用の利用区分の全てについて適用を廃止したときは、廃止した日から5日以内に「軽減税率適用廃止届出書」（別記第2号様式）を県事務所長に提出するものとする。

別記第1号様式(その1)

受付印

年 月 日	特別徴収義務者の住所又は所在地	
	特別徴収義務者の氏名又は名称	印
	この申請に応答する者の氏名	(電話)

熊本県県央広域本部長 様

軽減税率適用ゴルフ場届出書

第1項第1号
熊本県税条例第69条
第2項
に規定する軽減税率の適用をしたいので、届け出します。

ゴルフ場	所在地	(電話)
	名称	

軽減税率の適用項目	利用区分	利用料金 曜日等	通常の利用料金(円)		軽減後の利用料金(円)		軽減率(%)		適用(予定) 年 月 日
			会員a	非会員b	会員c	非会員d	会員c/a	非会員d/b	
軽減税率の適用項目	年齢65歳以上70歳未満の者による利用(第1項第1号)	平日							年 月 日
		土曜日							
		日曜・祝日							
	①早朝による利用(第2項)	平日							年 月 日
		土曜日							
		日曜・祝日							
	②休業日による利用(第2項)	休業日							年 月 日
	③その他による利用(第2項)	平日							年 月 日
		土曜日							
日曜・祝日									
摘要									

記載要領

- この届出書は、ゴルフ場ごとに提出してください。
 - この届出書には、ゴルフ場利用料金明細表(県税条例施行規則別記第33号の2様式の付表)を添付してください。
 - この様式の該当条文中不要の文字は、用途に従い 線で抹消してください。
- ※ 軽減税率の適用をする場合の利用料金は、会員、非会員のそれぞれの通常の利用料金に比較してともに五分の以上(早朝利用等に係る利用料金にあっては二分の一以上)軽減されている必要があります。

別記第1号様式 (その2)

(受付印)				控用						
年 月 日	特別徴収義務者の住所又は所在地									
	特別徴収義務者の氏名又は名称		印							
	この申請に回答する者の氏名		(電話)							
軽減税率適用ゴルフ場届出書										
熊本県 地域振興局長様 熊本県 税務事務局長様										
熊本県税条例第69条 第1項第1号 第2項 に規定する軽減税率の適用をしたいので、届け出します。										
ゴルフ場	所在地		(電話)							
	名称									
軽減税率適用項目	利用料金		通常の利用料金		軽減後の利用料金		軽減率		適用(予定)	
	利用区分	曜日等	会員a	非会員b	会員c	非会員d	会員c/a	非会員d/b	年月日	
	年齢65歳以上70歳未満の者による利用(第1項第1号)	平日	円	円	円	円	%	%	年月日	
		土曜日								
		日曜・祝日								
	①早朝による利用(第2項)	平日							年月日	
		土曜日								
		日曜・祝日								
	②休業日による利用(第2項)	休業日							年月日	
	③その他による利用(第2項)	平日							年月日	
		土曜日								
		日曜・祝日								
摘要										

記載要領

- 軽減税率が適用される利用区分ごとに、軽減される利用料金とそれに対応するゴルフ場利用税額をゴルフ場のフロント等公衆の見やすい箇所に表示してください。
- 届出をした後に、軽減税率の適用項目欄に記載した内容に追加・変更が生じる場合においては、5日前までに新たに申請をしてください。

別記第2号様式

受付印

<p>年 月 日</p> <p>熊本県県央広域本部長 様</p>	<p>特別徴収義務者の 住所又は所在地</p>		
	<p>特別徴収義務者の 氏名又は名称</p>	印	
	<p>この申請に 応答する者の氏名</p>	(電話)	
<p>軽減税率適用ゴルフ場廃止届出書</p>			
<p>第1項第1号 熊本県税条例第69条 第2項 に規定する軽減税率の適用を廃止しましたので届け出します。</p>			
<p>ゴルフ場</p>	<p>所在地</p>	(電話)	
	<p>名称</p>		
<p>廃止する軽減税率 適用の項目</p>	<p>利用区分</p>	<p>曜日等</p>	
	<p>年齢65歳以上70歳未満の者</p>	<p>平 日</p>	
		<p>土 曜 日</p>	
		<p>日 曜 ・ 祝 日</p>	
	<p>①早朝</p>	<p>平 日</p>	
		<p>土 曜 日</p>	
		<p>日 曜 ・ 祝 日</p>	
	<p>②休業日</p>		
	<p>③その他</p>	<p>平 日</p>	
<p>土 曜 日</p>			
<p>日 曜 ・ 祝 日</p>			
<p>廃 止 年 月 日</p>	<p>年 月 日</p>		
<p>摘要</p>			

記載要領

- この届出書は、軽減税率の適用を廃止するゴルフ場ごとに提出してください。
- この様式の該当条文中不要の文字は、用途に従い＝ 線で抹消してください。